〇環境省告示第四十号

海 洋 汚 · 染 等 及 び 海 上 災 害 \mathcal{O} 防 止 12 . 関す る法 律 施 行令 (昭 和 四十六. 年 政令第二百一 号) 別 表 第 一各号

口 及 び 二 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 玉 際 海 事 機 関 海 洋 環 境 保 護 委 員 会 \mathcal{O} 判 定 に 基 づ き 環 境 大 臣 が 指 定 す る 物 質

平 成 + 八年 <u>+</u> <u>-</u> 月 環境 省 告 示 第百 兀 + · 八 号) の 一 部を 次 \mathcal{O} ように 改 正 Ļ 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 適 用 する。

平成二十九年四月二十一日

環境大臣 山本 公一

規 定 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 傍 表 線を に ょ り、 付 L た 改 部 正 分 前 \mathcal{O} 欄 ように に 掲 げ 改 る め、 規 定 改 \mathcal{O} 傍 正 線 後 欄 を 付 に 撂 L た げ る 部 そ 分 をこれ \mathcal{O} 標 記 部 に 分 順 に __ 次 対 重 応 す 傍 線 る を付 改 正 L 後 た 欄 規 に 定で 掲 げ 改 る

正 前 欄にこれ に 対 応する ŧ \mathcal{O} を掲げて 7 ない ŧ \mathcal{O} は、 これを新たに追加する。

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示 新旧対照表

(1) アルキルベンゼンの混合物(ナフタレンを含む 一、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	物 質 係 数	改 正 後 改 正 後
(3) ノルマルドデカンチオール (新設) (3) (3) (3) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	物	改 正 前 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六 年政令第二百一号。以下「令」という。)別表第一第一号ロの規定 に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害である のとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は りとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は する。
(新設) 〇〇〇〇	係数	で(昭和四十六 に掲げるとおりと である係数は

五五	4 アルカン(炭素数が五から七までのものの混合	五五	4 アルカン(炭素数が五から七までのものの混合
	限る。)		限る。)
_	を含む炭素数が十から十七までのものの混合物に3) アルカン(イソアルカン及びノルマルアルカン	_	を含む炭素数が十から十七までのものの混合物に 3) アルカン(イソアルカン及びノルマルアルカン
	の混合物		の混合物
	素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)		素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)
	の混合物に限る。)及びシクロアルカノール(炭		の混合物に限る。)及びシクロアルカノール(炭
	(2) アルカノール (炭素数が四又は五のもの及びそ	_	(2) アルカノール (炭素数が四又は五のもの及びそ
	(1) アマナズナ種子油	_	(1) アマナズナ種子油
係数	物	係数	物
とにそれぞれとにそれぞれ	同表の下欄に掲げるとおりとする。 「一一令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY 「一一令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY 「一一令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY	宝の見地から Y とにそれぞれ	までのものの混合物に限る。)を除く。) までのものの混合物に限る。)を除く。) までのものの混合物に限る。)を除く。)
		0	飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八

	ン及びリノール酸二量体の混合物(他の海洋環境フサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー		ン及びリノール酸二量体の混合物(他の海洋環境フサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミ
	艮る。~、ヾ		尽つ。レ、ドデノレベノデンスレトノ发
<u>二</u> 五	(5) イソプロピルアルコール、トール油 (蒸留物に	二 五	(9) イソプロピルアルコール、トール油(蒸留物に
			までのものの混合物に限る。)
			ら十五までのものであつて、重合度が四から十二
			キル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十か
(新設)	(新設)		(8) アルキルフェノールポリエトキシラート(アル
			°)
			が十四から三十までのもの及びその混合物に限る
(新設)	(新設)	<u> </u>	(7) 長鎖アルキルフェノール(アルキル基の炭素数
			వ _°)
			の濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限
			コール及びホウ砂の混合物(エチレングリコール
(新設)	(新設)	三五	(6) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリ
			八十五重量パーセントを超えるものに限る。)
			リコールの混合物(エチレングリコールの濃度が
(新設)	(新設)	三五	(5) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレング
	に限る。)		に限る。)
	物(炭素数が六及び七のものの混合物を除く。)		物(炭素数が六及び七のものの混合物を除く。)

	海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有		海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有
<u> </u>	(9) ジプロピレングリコールジベンゾアート (他の)	<u> </u>	(15) ジプロピレングリコールジベンゾアート (他の
	合している状態で輸送されるものに限る。)		合している状態で輸送されるものに限る。)
	見地から有害である物質又は有害でない物質と混		見地から有害である物質又は有害でない物質と混
	及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の		及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の
	テル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの		テル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの
	ヒドロキシフェニル)プロピオン酸アルキルエス		ヒドロキシフェニル)プロピオン酸アルキルエス
<u> </u>	(8) 三― (三・五―ジ―ターシャリ―ブチル―四―	<u> </u>	(14) 三―(三・五―ジ―ターシャリ―ブチル―四―
			ニルエステル
(新設)	(新設)	_	(13) 一・二―シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノ
	重量パーセント以上のものに限る。)		重量パーセント以上のものに限る。)
	プロポキシラートの混合物(アミンの含有量が十		プロポキシラートの混合物(アミンの含有量が十
_	(7) グリセリンプロポキシラート及びソルビトール	_	(12) グリセリンプロポキシラート及びソルビトール
(新設)	(新設)	<u> </u>	(11) キシレノール、クレゾール及びフェノールの混
	分岐ポリエステルアミドの混合物		分岐ポリエステルアミドの混合物
_	(6) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多	_	(10) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多
	°)		°
	物質と混合している状態で輸送されるものに限る		物質と混合している状態で輸送されるものに限る
	の保全の見地から有害である物質又は有害でない		の保全の見地から有害である物質又は有害でない

(23) トール油のナトリウム塩	(22) テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル	ている状態で輸送されるものに限る。)	から有害である物質又は有害でない物質と混合し	(21) 炭酸カリウム溶液 (他の海洋環境の保全の見地	(20 大豆油脂肪酸メチルエステル	_ ント以下のものに限る。)	酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四十重量パーセ	(19) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭	している状態で輸送されるものに限る。)	地から有害である物質又は有害でない物質と混合	(18) シンナムアルデヒド (他の海洋環境の保全の見	量パーセント未満のものに限る。)	(17) 植物油の混合物 (遊離脂肪酸の含有量が十五重	 合度が七のもの及びその混合物に限る。)	十二から十六までのものを除く。)であつて、重	ールの炭素数が十から十八までのもの(炭素数が	(16) 脂肪族アルコールポリエトキシラート (アルコ	のに限る。)	害でない物質と混合している状態で輸送されるも
_													100				<u> </u>		
(13) トール油のナトリウム塩	(12) テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル			(新設)	(11) 大豆油脂肪酸メチルエステル	ント以下のものに限る。)	酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四十重量パーセ	(10) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭			(新設)		(新設)				(新設)	のに限る。)	害でない物質と混合している状態で輸送されるも
_	_			(新設)	_			<u> </u>			(新設)		(新設)				(新設)		

見地から有害である物質又は有害でない物質と混一・三・五―トリアジン(他の海洋環境の保全の	(31) ヘキサヒドロ―一・三・五―トリエタノール―	(30) ぶどう油	パーセント以下のものに限る。)	(29) フィッシュサイレージ(ぎ酸の含有量が四重量	のものに限る。)	(28) ピペラジン溶液(濃度が六十八重量パーセント	- までのものの混合物に限る。) に限る。)	飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八	(27) 廃食用油(トリグリセリド(炭素数が十八の不	物を除く。) に限る。)	ものの混合物(炭素数が十及び十一のものの混合	(26) ノルマルアルカン (炭素数が九から十一までの	(25) ナフタレン(粗製のものに限る。)	チルアルコール溶液を除く。)に限る。)	重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメ	合している状態で輸送されるもの(濃度が二十一	見地から有害である物質又は有害でない物質と混	(24) ナトリウムメトキシド(他の海洋環境の保全の
	<u> </u>					五五							五五五					五五
	(新設)	(18) ぶどう油		(新設)	のものに限る。)	(17) ピペラジン溶液 (濃度が六十八重量パーセント			(新設)	物を除く。)に限る。)	ものの混合物(炭素数が十及び十一のものの混合	(16) ノルマルアルカン(炭素数が九から十一までの	(15) ナフタレン(粗製のものに限る。)	チルアルコール溶液を除く。) に限る。)	重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメ	合している状態で輸送されるもの(濃度が二十一	見地から有害である物質又は有害でない物質と混	(1) ナトリウムメトキシド(他の海洋環境の保全の
	(新設)			(新設)					(新設)									

ら有害である物質又は有害でない物質と混合して(37 ヨウ化カリウム(他の海洋環境の保全の見地か)。)	物質と混合している状態で輸送されるものに限るの保全の見地から有害である物質又は有害でないく。)を溶媒とする溶液	(35) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素(炭その混合物に限る。) している状態で輸送されるものに限る。)	(33) ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩(アルケール基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。) (他の海洋環境の保全の見で輸送されるものに限る。)	ある物質又は有害でない物質と混合している状態(32) ほう酸(他の海洋環境の保全の見地から有害で合している状態で輸送されるものに限る。)
三五	_ O	<u> </u>		三五
(新設)	物質と混合している状態で輸送されるものに限るの保全の見地から有害である物質又は有害でないく。)を溶媒とする溶液	(20) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 (炭の混合物に限る。) (19) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 (炭の混合物に限る。)	(新設)	(新設)
新設)	<u> </u>		(新 設)	(新 設)

			T	三三
	(3) エチルターシャリペンチルエーテルのに限る。) までない物質と混合している状態で輸送されるも害でない物質と混合している状態で輸送されるも	(2) 三―アミノプロピルトリエトキシシラン(他の―― ナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体の(1)	物	同表の下欄に掲げるとおりとする。 「同表の下欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質はある環境大臣が指定する物質はいる状態で輸送されるものに限る。)
			係	E C C C C C C C C C
0 0 0	0	0 0	数	だ だ 物 か で で 質 ら れ 基 は Z
新設) シクロヘキサ	(2) エチルターシャリペンチルエーテル	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	物	同表の下欄に掲げるとおりとする。 三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地から Z 三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地から Z 三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地から Z
(新設)		(新設)	係	と に そ れ で 見 地 か た た る れ れ
<u> </u>	0	0	数	ぞ に 質 ら れ 基 は Z

係数	物質		係数	物質	
	げるとおりとする。	げっ		げるとおりとする。	げると
表の下欄に	定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲	定め	表の下欄に掲	定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲	定める
き環境大臣	に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣	に	き環境大臣の	に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣	に掲げ
次の表の上	ら有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、・	らち	次の表の上欄	ら有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、	ら有害
保全の見地	令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地か	四	の保全の見地か	令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の	四 令 別
	ルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液			ルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	ルホ
	無水マレイン酸及びプロパーニーエン―ーース	(6)	0	無水マレイン酸及びプロパ―ニ―エン―一―ス	(8) 無
	ものに限る。)			に限る。)	も の
	有害でない物質と混合している状態で輸送される			有害でない物質と混合している状態で輸送される	有害
	の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は			海洋環境の保全の見地から有害である物質又は	の海
	ナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液(他			ナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液(他	ナト
	マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体の	(5)	0	レイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体の	(7)
	送されるものに限る。)			送されるものに限る。)	送さ
	物質又は有害でない物質と混合している状態で輸			物質又は有害でない物質と混合している状態で輸	物質
	溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である		0	: (他の海洋環境の保全の見地から有害である	溶液
	ポリ(L―アスパラギン酸)のナトリウム塩水	(4)		ポリ(L―アスパラギン酸)のナトリウム塩水	(6) ポ